

設計図書の訂正について

令和2年11月16日付けで入札公告した「関越自動車道 木沢川橋床版取替工事」において、設計図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格確認申請者に送付いたします。

令和3年1月14日

契約責任者

東日本高速道路株式会社
新潟支社長 水口 和之

【訂正内容】

- ・設計図書（特記仕様書、設計図）

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

工事名) 関越自動車道 木沢川橋床版取替工事

修正箇所

設計図
(6/8)
交通規制（木沢川橋）

正誤区分

誤

正

項目名称		排水ます撤去設置工 撤去C				防護欄撤去設置工 撤去E				防護欄撤去設置工 撤去F				防護欄撤去設置工 撤去A				防護欄撤去設置工 撤去B				防護欄撤去設置工 撤去G				防護欄撤去設置工 撤去C			
		6c-単形撤去				6c-本七撤去				6c-本-EI(A)撤去				6c-本-E撤去				6c-本-EI撤去				6c-A-EI撤去				6c-A-BI-3撤去			
		中央分離帯排水ます(舗装時)ロードガッター				ガードレールA種土工区間				ガードレールA種土工区間				ガードケーブルA種土工区間				ガードケーブルA種橋桁架コンクリート埋込式				ガードケーブルA種中間無筋コンクリート埋込式				ガードケーブルA種構造物反側			
		測点	位置	数量		測点	位置	数量		測点	位置	数量		測点	位置	数量		測点	位置	数量		測点	位置	数量		測点	位置	数量	
準備工1		102 + 43.15 ~	102 + 56.15	左路肩	13.00	103 + 49.40 ~	105 + 45.50	左路肩	196.10	91 + 38.50 ~	94 + 64.00	左路肩	325.06	91 + 30.00 ~	91 + 38.50	左路肩	8.50	94 + 40.00 ~	94 + 64.00	左路肩		94 + 40.00 ~	94 + 64.00	左路肩		118 + 6.34 ~	118 + 10.34	左路肩	4.00
		119 + 20.00 ~	119 + 60.00	右路肩	50.00	106 + 43.00 ~	106 + 90.00	左路肩	47.00	94 + 40.00 ~	99 + 40.00	左路肩	503.10	101 + 14.00 ~	107 + 33.00	左路肩	19.00	99 + 19.00 ~	99 + 40.00	左路肩		99 + 19.00 ~	99 + 40.00	左路肩		93 + 66.87 ~	93 + 84.87	右路肩	18.00
						112 + 53.15 ~	113 + 0.15	左路肩	9.00	99 + 19.00 ~	101 + 14.00	左路肩	195.00	102 + 50.00		左路肩	1.00	109 + 61.25 ~	109 + 82.25	左路肩		109 + 61.25 ~	109 + 82.25	左路肩		95 + 88.00 ~	96 + 8.00	右路肩	20.00
						113 + 23.00 ~	113 + 44.00	左路肩	25.00	101 + 33.00 ~	102 + 50.00	左路肩	115.10	106 + 83.50		左路肩	1.00								101 + 0.00 ~	101 + 20.00	右路肩	20.00	
						115 + 27.00 ~	115 + 32.40	左路肩	25.00	106 + 83.50 ~	109 + 82.25	右路肩	295.35	111 + 14.00 ~	111 + 33.00	左路肩	19.00												
						118 + 83.15 ~	118 + 96.15	左路肩	13.00	109 + 61.25 ~	111 + 14.00	左路肩	152.75	112 + 60.00		左路肩	1.00												
						91 + 80.00 ~	92 + 26.50	右路肩	46.10	111 + 33.00 ~	112 + 60.00	左路肩	123.75	115 + 32.00		左路肩	1.00												
						96 + 61.84 ~	96 + 86.50	右路肩	50.00	115 + 32.00 ~	118 + 6.34	左路肩	274.34	118 + 90.00		左路肩	1.00												
						98 + 23.50 ~	98 + 78.50	右路肩	70.00	118 + 10.34 ~	118 + 90.00	右路肩	76.66	92 + 21.00		右路肩	1.00												
						100 + 33.85 ~	100 + 46.85	右路肩	13.00	92 + 21.00 ~	93 + 66.87	右路肩	147.87	96 + 65.00		右路肩	1.00												
						101 + 86.50 ~	102 + 19.50	右路肩	33.00	93 +																			

誤

正

正誤表(2)

工事名) 関越自動車道 木沢川橋床版取替工事

修正箇所		正誤区分	
設計図 (6/8) 交通規制(木沢川橋)	誤	記号説明表	
		123 / 137	
	正	記号説明表	
		123 / 137	

正誤表(3)

工事名) 関越自動車道 木沢川橋床版取替工事

修正箇所		正誤区分	
設計図 (7/8) 交通規制(徳田橋)	誤	記号説明表(2)	
		44 / 53	
	正	記号説明表(2)	
		44 / 53	

関越自動車道 木沢川橋床版取替工事			
図面の種類	記号説明表(2)		
縮尺	—	図面番号	44 / 53
設計会社名	株式会社タスコ・エンジニアリング新潟		
施工会社名			
事務所名	※日本道路建設株式会社 新潟支社設計部事務所		

記号	名 称	備 考
Ba-Pa-a-b-L	プレキャストコンクリート型枠設置	a:巾 b:深さ L:延長
Ba-RB-a-b-L	ロールドガッター	a:巾 b:深さ L:延長
Ba-RB(2)-a-b-L	ロールドガッター	a:巾 b:深さ L:延長
Ba-Pa-a-b-L	縦合せ植栽ブロック	a:巾 b:深さ L:延長
F(PF)-g-B	VP管	VP管 B:管径
Ba-a-b-c	集水ます	集水ます (タテ、ヨコ、深さ)
Ba'(D)-a-b-c	(流し)ふた付集水ます	流しふた付集水ます (タテ、ヨコ、深さ)
Ba'(D)-a-b-c	(グレーチング)ふた付集水ます	グレーチングふた付集水ます (タテ、ヨコ、深さ)
Ba'・Ba-A1	中央分離帯集水ます (巾:90・0.50, 0.10間)	0.80, 0.80, 0.35 (タテ、ヨコ、深さ)
Ba'・Ba-C	中央分離帯集水ます (巾:90・0.70, 0.10間)	0.80, 0.80, 0.35 (タテ、ヨコ、深さ)
Ba'・Ba-B5	中央分離帯集水ます (ロールドガッター間)	集水ます (ロールドガッター間)
Ba-A-E	ガードケープルA種土工型枠	(支柱間隔: 4m)
Ba-A-E(2)	ガードケープルA種土工型枠	
Ba-A-B1	ガードケープルA種	
Ba-A-B1-1	ガードケープルA種	(支柱間隔: 2m) 雪氷型ブラケット使用 開口部用着脱式
Ba-A	ガードケープルA種	
Ba-A-E1	ガードケープルA種	(支柱間隔: 4m)
Ba-A-E1(2)	ガードケープルA種	
Ba-A-E1(A)	ガードケープルA種	(支柱間隔: 4m)
Ba-A-E1	ガードケープルA種中間結束	コンクリート着脱式
Ba-A-E2	ガードケープルA種	
Ba-A-E2-1	ガードケープルA種両面型	
Ba-A-E2-1	ガードケープルA種両面型中間結束	
Ba-A-E2	ガードケープルA種	無筋コンクリート着脱式
Ba-A-E	ガードケープルA種	(支柱間隔: 4m)
Ba-A-E1	ガードケープルA種	(支柱間隔: 2m) 雪氷型ブラケット使用
Ba-A-E1(2)	ガードケープルA種	
Ba-A-E1(2)	ガードケープルA種	
Ba-A-E2(2)	ガードケープルA種	
Ba-A-E	ガードケープルA種	(支柱間隔: 4m)
Ba-A-E(2)	ガードケープルA種	(支柱間隔: 2m) ビーム組立型
Ba-A-E1(A)	ガードケープルA種	(支柱間隔: 2m) 雪氷型ブラケット使用
Ba-A-B1	ガードケープルA種	(支柱間隔: 4m) 雪氷型ブラケット使用 着脱式
Ba-A-B1-5(A)	ガードケープルA種中央分離帯ガードケープル結束部	(支柱間隔: 2m)
Ba-A	ガードケープルA種	
Ba-A-1-1-1	ガードケープルA種	
Ba-A-B	ガードケープルA種	
Ba-A	ガードケープルA種	
Ba-Aa-E1	ガードケープルA種	
Ba-Aa-B1	ガードケープルA種	
Ba-A-E	ガードケープルA種	(支柱間隔: 4m)
Ba-A-B1-1	ガードケープルA種両面型開口部設置	(支柱間隔: 2m) 雪氷型ブラケット使用 開口部用着脱式
Ba-A-S-E	ガードケープルA5種両面型	
Ba-A-S-C	ガードケープルA5種両面型	
Ba-A-S-E(2F)	ガードケープルA5種両面型	

記号	名 称	備 考
G.F.P.-①	ボックスカルバート上のガードポスト	
G.F.P.-②	ボックスカルバート上のガードポスト	
G.F.P.-③	ボックスカルバート上のガードポスト	
仮設ガードレール(片側)	仮設ガードレールA種 片側用	仮設ガードレールA種 片側用 (支柱間隔: 2m)
仮設ガードレール(両側)	仮設ガードレールA種 両側用	仮設ガードレールA種 両側用 (支柱間隔: 2m)
D-B-A1	縦筋透導柱 (白色) (土中用)	
D-B-A2	縦筋透導柱 (白色) (ガードレール用)	
D-B-A2-1	縦筋透導柱 (白色) (ガードレール用)	
D-B-A2-2	縦筋透導柱 (白色) (ガードケープル用)	
D-B-A3	縦筋透導柱 (白色) (壁面用)	
D-B-A3-1	縦筋透導柱 (白色) (壁面用)	
D-B-A4	縦筋透導柱 (白色) (壁面用)	
D-B-D2-1-1	縦筋透導柱 (青色) (ガードケープル用)	
D-B-D2-2	縦筋透導柱 (青色) (ガードケープル用)	
D-B-D2-1	縦筋透導柱 (青色) (両面型ガードケープル用)	
DRL-B-A1	縦筋透導柱 (白色) (土中用)	
DRL-B-A2	縦筋透導柱 (白色) (ガードレール用)	
DRL-B-D2-3	縦筋透導柱 (白色) (ガードケープル用)	
DRL-D2A-1		
DRL-D2A-1		
DRL-D2B		
S-P-A	スノーポール (両面型)	
S-P-A1	スノーポール (両面型)	
S-P-B	スノーポール (内側型防凍用)	
S-P-B1	スノーポール (内側型防凍用)	
S-P-C	スノーポール (壁面用)	
距離柱A2-2	100m 500m 標尺 (ガードレール用)	片側型 H=1500
距離柱B2-2	100m 標尺 (ガードレール用)	片側型 H=1500
As-C	アスファルト継ぎ	
P.C.G-A	プレキャストコンクリート継ぎ(マウンタブル型) H=170	基礎コンクリート H=50
P.C.G-A2	プレキャストコンクリート継ぎ(マウンタブル型) H=170	基礎コンクリート H=100
P.C.G-A3	プレキャストコンクリート継ぎ(マウンタブル型) H=170	基礎コンクリート H=150
P.C.G-A4	プレキャストコンクリート継ぎ(バリアー型) H=250	
げんえり止動輪	本線中央分離帯 (ガードケープル用)	両面型
げんえり止動輪	本線中央分離帯 (ガードケープル用)	ロープ用

正誤表（４）

工事名）関越自動車道 木沢川橋床版取替工事

修正箇所

正誤区分

特記仕様書

誤

（7）床版撤去工におけるクレーン等の作業は、橋梁下周辺の民家、交差道路、送配電線等上空施設などに十分注意するものとする。また、高速道路供用車線側へのクレーン旋回は出来ないものとする。

（8）本線規制内で小割作業を行う際は、飛散防止ネット等を設置し、高速道路供用車線側への粉塵等の飛散を防止する。

（9）撤去後の既設床版の処理（処分方法・処分場所等）について変更する場合がある。これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

（10）撤去したガードレール及び視線誘導標等の処理方法は、本特記仕様書15によるものとする。

24-33-4 数量の検測

床版撤去工の数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。

24-33-5 支払

床版撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書に示す作業内容の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位	
特一（6）	床版撤去工	
A	㎡	
B	㎡	
C	㎡	

24-34 防護柵撤去設置工

24-34-1 定義

防護柵撤去設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設防護柵等を撤去、残存物件置場まで運搬し、新しい防護柵を運搬及び設置することを行う。

24-34-2 種別

防護柵撤去設置工の単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	対象橋梁	
撤去A	既設ガードケーブルを撤去し、残存物件置場まで運搬するもの。	Gc-A-E	木沢川橋（下り線）
撤去B		Gc-A-E1	
撤去C		Gc-A-B1-3	
撤去D		Gcm-A-E	
撤去E	既設ガードレールを撤去し、残存物件置場まで運搬するもの。	Gr-A-E	G r - A - E 1（A）
撤去F		G r - A - E 1（A）	

54

正

誤

（7）床版撤去工におけるクレーン等の作業は、橋梁下周辺の民家、交差道路、送配電線等上空施設などに十分注意するものとする。また、高速道路供用車線側へのクレーン旋回は出来ないものとする。

（8）本線規制内で小割作業を行う際は、飛散防止ネット等を設置し、高速道路供用車線側への粉塵等の飛散を防止する。

（9）撤去後の既設床版の処理（処分方法・処分場所等）について変更する場合がある。これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

（10）撤去したガードレール及び視線誘導標等の処理方法は、本特記仕様書15によるものとする。

24-33-4 数量の検測

床版撤去工の数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。

24-33-5 支払

床版撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書に示す作業内容の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位	
特一（6）	床版撤去工	
A	㎡	
B	㎡	
C	㎡	

24-34 防護柵撤去設置工

24-34-1 定義

防護柵撤去設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設防護柵等を撤去、残存物件置場まで運搬し、新しい防護柵を運搬及び設置することを行う。

24-34-2 種別

防護柵撤去設置工の単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	対象橋梁	
撤去A	既設ガードケーブル及び支柱、端末支柱を撤去し、残存物件置場まで運搬するもの。	Gc-A-E	木沢川橋（下り線）
撤去B		Gc-A-E1	
撤去C		Gc-A-B1-3	
撤去D		Gcm-A-E	
撤去E	既設ガードレール及び支柱を撤去し、残存物件置場まで運搬するもの。	Gr-A-E	G r - A - E 1（A）
撤去F		G r - A - E 1（A）	

54

撤去G	既設ガードケーブル中間 端末支柱を撤去し、残存物件置場 まで運搬するもの。	Gc-A-IE1	Gcm-A-IE2-1	
撤去H				
撤去I	既設ガードケーブル及び支 柱、端末支柱を撤去し、残存 物件置場まで運搬するもの。	Gc-A-E	Gc-A-E1	徳田橋（上り線）
撤去J				
撤去K		Gcm-A-E		
撤去L		Gr-A-E1		
撤去M	既設ガードレール及び支柱を 撤去し、残存物件置場まで運 搬するもの。	Gr-A-E1（A）	Gr-A-B1-1-1	Gr-A-B1-5（A）
撤去N				
撤去O		Gr-A-B1-5（A）		
撤去P		Grm-A-E		
撤去Q		Grm-A-B1-1		
撤去R		Gr-S		
撤去S		Gc-A-IE1	Gcm-A-E2-1	
撤去T	既設ガードケーブル端末支柱 及び中間端末支柱を撤去し、 残存物件置場まで運搬するも の。			
撤去U		Gcm-A-IE2	Gr-A-4E	木沢川橋（上下線）
設置A	新しい路側土中用ガードレール 及び支柱を設置するもの。			
設置B	新しい分離帯土中用ガードレール 両面型及び支柱を設置する もの。	Gr-Am-4E	Gc-A-T1	木沢川橋（下り線）
設置C	新しいガードケーブル端末支 柱を設置するもの。			
設置D	新しい路側土中用ガードレール 及び支柱を設置するもの。	Gr-A-4E	Gr-A-4E	徳田橋（上り線）
設置E	新しい分離帯土中用ガードレール 両面型及び支柱を設置する もの。	Gr-Am-4E		
設置F	新しい分離帯開口部用ガード レール両面型及び支柱を設置 するもの。	Gr-Am-Mo		

24-34-3 残存物件の処理

防護柵撤去設置工の残存物件の処理方法は、本特記仕様書15によるものとする。

24-34-4 数量の検測

防護柵撤去設置工の数量の検測は、設置数量（m又は箇所）で行うものとする。

55

正誤表（５）

工事名）関越自動車道 木沢川橋床版取替工事

修正箇所

特記仕様書

誤

監督員と受注者として協議し定めるものとする。なお、配置する時間帯は、昼間及び夜間それぞれの作業時間内とする。

配置場所	交通監視員（人）	交通監視員 A（人）	交通誘導警備員 B（人）	作業内容
① 車線規制テーパー部及び規制内	2	－	－	共通仕様書 1 9－4－2 に示す内容
② 中央分離帯規制テーパー部及び規制内	4	－	－	
③ 終日対面通行規制テーパー部及び規制内	3	－	－	
④ 車線規制内の施工箇所	－	1	－	本特記仕様書 2 4－2 7 に示す内容
⑤ 中央分離帯規制内の施工箇所（上下線各 1 箇所）	－	2	－	
⑥ 終日対面通行規制内の施工箇所（前後各 1 箇所）	－	2	－	
⑦ 徳田橋（上り線）交差道路規制箇所	－	－	2	吊足場設置時における交差道路上の交通の誘導
⑧ 工事用資材置場の工事用車両出入口	－	－	1	工事用車両出入時の誘導

※交通監視員に要する費用（配置場所①～③）については、交通規制工を含む。交通監視員 A に要する費用（配置場所④～⑥）については、交通保安要員を含むものとする。

（2）供用中の高速道路以外の道路

交通誘導警備員 B を配置するものとする（配置場所⑦、⑧）。配置にあたっては事前に関係機関等との協議を行うこと。

※交通誘導警備員 B に要する費用（配置場所⑦、⑧）については、交通保安要員を含むものとする。

1 6－5 桁下空間の確保

受注者は、下表に示す箇所を足場工等により遮断する場合は、一般車両及び工事用車両の通行に支障のないよう桁下空間を確保しなければならない。なお、関係機関等との協議により、設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

番号	配置場所	桁下空間（m）	摘 要
1	県道 2 3 号柏崎高浜堀之内線と本線交差部	4. 5	徳田橋（上り線）吊足場設置期間中

1 6－6 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音

14

正

監督員と受注者として協議し定めるものとする。なお、配置する時間帯は、昼間及び夜間それぞれの作業時間内とする。

配置場所	交通監視員（人）	交通監視員 A（人）	交通誘導警備員 B（人）	作業内容
① 車線規制テーパー部及び規制内	2	－	－	共通仕様書 1 9－4－2 に示す内容
② 中央分離帯規制テーパー部及び規制内	4	－	－	
③ 終日対面通行規制テーパー部及び規制内	3	－	－	
④ 車線規制内の施工箇所	－	1	－	本特記仕様書 2 4－2 7 に示す内容
⑤ 中央分離帯規制内の施工箇所（上下線各 1 箇所）	－	2	－	
⑥ 終日対面通行規制内の施工箇所（前後各 1 箇所）	－	2	－	
⑦ 徳田橋（上り線）交差道路規制箇所	－	－	2	吊足場設置時における交差道路上の交通の誘導
⑧ 工事用資材置場の工事用車両出入口	－	－	1	工事用車両出入時の誘導

※交通監視員に要する費用（配置場所①～③）については、交通規制工を含む。交通監視員 A に要する費用（配置場所④～⑥）については、交通保安要員を含むものとする。

（2）供用中の高速道路以外の道路

交通誘導警備員 B を配置するものとする（配置場所⑦、⑧）。配置にあたっては事前に関係機関等との協議を行うこと。

※交通誘導警備員 B に要する費用（配置場所⑦、⑧）については、交通保安要員を含むものとする。

1 6－5 桁下空間の確保

受注者は、下表に示す箇所を足場工等により遮断する場合は、一般車両及び工事用車両の通行に支障のないよう桁下空間を確保しなければならない。なお、関係機関等との協議により、設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

番号	配置場所	桁下空間（m）	摘 要
1	県道 2 3 号柏崎高浜堀之内線と本線交差部	4. 0	徳田橋（上り線）吊足場設置期間中

1 6－6 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音

14